

輸出貿易管理令の一部を改正する政令案要綱

- 1 千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の千九百九十六年の議定書附属書一 4・1 に規定する処分を行うために輸出される同附属書一 1・7 に規定する二酸化炭素を含んだガスについて輸出の承認を要することとする。(本則関係)
- 2 この政令は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。(附則関係)